

令和7年度「坂出市週休2日モデル工事」の改正について

令和6年度より試行導入している「坂出市週休2日モデル工事」について、令和7年度より下記のとおり改正します。

1. 適用時期

改正後のモデル工事は、令和7年4月1日に発注する建設工事より適用する。

2. 対象工事

設計金額が130万円以上の建設工事のうち、発注者が指定した工事を対象とする。

※ただし、応急対応工事等の緊急対応が必要な工事や現場施工が1週間程度の短期間の工事、工事の施工条件・施工期間等で制約があるなど週休2日の実施が困難な工事は除く。

3. 改正内容

○補正係数の変更

「通期の週休2日」の補正係数を廃止し、「完全週休2日」の補正係数を新設。それに伴い、各補正係数を改正。

【令和6年度】

(土木)

	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設率	1.03	1.02
現場管理率	1.05	1.03

【令和7年度】

	月単位の週休2日	完全週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設率	1.01	1.02
現場管理率	1.02	1.03

(港湾)

	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.00
機械経費(賃料)	1.02	1.00
共通仮設率	1.03	1.00
現場管理率	1.05	1.00

	月単位の週休2日
労務費	1.02
共通仮設率	1.02
現場管理率	1.03

(建築)

	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務単価	1.04	1.02

	月単位の週休2日	完全週休2日
労務単価	1.02	1.02
現場管理率	1.00	1.01

○変更設計

【令和6年度】

当初設計において「月単位の週休2日」の経費補正を行っており、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休が達成できていなければ、「通期の週休2日」の補正係数に変更し、通期の4週8休が達成できていなければ、「通期の週休2日」の補正係数を取り消す変更を行う。



【令和7年度】

(土木・建築工事)

当初設計において「月単位の週休2日」の経費補正を行っており、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休が達成できていなければ、「月単位の週休2日」の補正係数を取り消す変更を行う。受注者が「完全週休2日」に取り組み、完全週休2日を満たしていると確認できれば、「完全週休2日」の補正係数に変更する。

(港湾工事)

当初設計において「月単位の週休2日」の経費補正を行っており、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休が達成できていなければ、「月単位の週休2日」の補正係数を取り消す変更を行う。
港湾工事においては、完全週休2日を達成した場合においても、変更は行わない。

4. 用語の解説

○休工

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態。

○対象期間

現場着手日（準備工に着手する日）から竣工日までの期間。

※ただし、年末年始休暇6日間および夏季休暇3日間は除く

○月単位の週休2日

対象期間における全ての月で4週8休以上を休工とすること。

○月単位の4週8休

対象期間の全ての月毎の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準の状態のこと。

（現場閉所率：対象期間退ける現場閉所日数の割合（現場閉所率＝対象期間の現場閉所日数÷対象期間の日数））

※ただし、歴上での土曜日・日曜日の休工では28.5%に満たない月はその月の土曜日・日曜日の合計日数以上を休工としていれば4週8休を達成していることとする。

○完全週休2日

対象期間において、原則全ての週で土曜日・日曜日を休工とすること。

5. 特例措置

令和7年4月1日以降に発注した建設工事のうち、やむを得ず令和6年度の補正係数を適用しているモデル工事については、現場閉所の達成状況を確認後、令和7年度の補正係数を適用し、変更設計を行う。